

『帝王略論』 卷二校注稿

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-09-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 会田, 大輔 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21098

《研究ノート》

『帝王略論』卷二校注稿

会田 大輔

はじめに

『帝王略論』は、唐の太宗の命をうけた虞世南によつて、貞観元(六二七)年頃に編纂された中国通史・君主論である。三皇五帝から隋文帝までの明君・暗君の事績をそれぞれ「略」で簡潔にまとめた後、公子と先生の問答形式(「論」)を用いて批評しており、巻一は三皇五帝・夏・殷・周・秦、巻二は前漢・後漢、巻三は三国・西晋、巻四は南朝、巻五は北朝の各皇帝を取り上げている。『帝王略論』は、貞観の正史編纂事業以前に完成したため、正史と異なる記述や皇帝評価が散見される。また、既に散佚している史書に基づいて編纂されており(一)、史学史の観点からも貴重な史料である。

しかし、『帝王略論』は南宋末・元代に散逸してしまい(二)、清代には諸史料(『長短経』・『通曆』・『史通』・『太平御覽』)に引用された「論」の佚文が知られるのみであった。二〇世紀に入り、敦煌で『帝王略論』巻一・二の写本(P二六三六・パリ国立図書館所蔵。敦煌本と略)が発見され(三)、一九三二年に日本で鎌倉時代後期(一二三世紀末〜一四世紀初)に転写された金沢文庫本『帝王略論』(序・

巻一・二・四・東洋文庫蔵。金沢本と略)が発見された(四)。敦煌本と金沢本では多くの異同箇所があり、両写本を校訂することにより、『帝王略論』の序・巻一・二・四を復元することが可能となった。それにも拘わらず、これまで『帝王略論』の録文と校訂は作成されてこなかった(五)。

そこで筆者は、『帝王略論』を研究するために、まず全文の校訂を旨指し、諸文献から佚文を収集し(六)、その成果を踏まえ、序・巻一・巻四の校注稿を作成して公表した(七)。本稿では残る『帝王略論』巻二の校注稿を公開する。底本には金沢本(東洋文庫で閲覧可能)を用い、敦煌本および『長短経』所引『帝王略論』(八)や『史記』・『漢書』・『後漢書』などの諸文献を用いて校訂した。また、校注を作成する際には、金沢本の本文に付けられている送仮名・傍訓・注記にも留意した。

『帝王略論』巻二の依拠史料

(一)『史記』と『漢書』

ここで『帝王略論』巻二の「略」の依拠史料について簡潔に検討したい。尾崎康氏は巻二の前漢部分の文章内容が『史記』よりも『漢書』に近いことを指摘している。また、『漢書』にのみ本紀がある惠帝の略が存在することや、元帝略の末尾に『漢書』の班彪の贊を引用していること、文帝景帝論に班固の贊を用いていることから、『漢書』が主な典拠であるとする。一方、林聡明氏は、高祖略は『史記』

に依拠しているとす(九)。果して、『帝王略論』卷二の前漢部分は、主に『史記』と『漢書』のどちらに依拠しているのだろうか。実例を示して確認したい。

高祖略では劉邦が山沢の間に隠れ住んだことについて、「高祖隠於芒・碭山澤間」と記している。『史記』卷八高祖本紀では「高祖即自疑、亡匿、隠於芒・碭山澤巖石之間」となっているが、『漢書』卷一上高帝本紀上では「高祖隠於芒・碭山澤間」となっており、『帝王略論』と『漢書』が一致している。また、高祖略は鴻門の会について、「羽季父項伯亦起舞、以身蔽沛公」と記している。この記事は、『史記』卷七項羽本紀では「項伯亦拔劍起舞、常以身翼蔽沛公」となっているが、『漢書』卷一上高帝紀上では「項伯亦起舞、常以身翼蔽沛公」となっており、『漢書』の方が『帝王略論』に近い。そのほか恵帝略では、呂后が戚夫人の手足を切り落とし、人彘と名付けたことについて、「名曰「人彘」と記している。『史記』卷九呂太后本紀では「命曰「人彘」とあるが、『漢書』卷九七上外戚伝上・呂皇后伝では「名曰「人彘」とあり、『帝王略論』と『漢書』が一致している。このように『帝王略論』と『史記』・『漢書』の文章を比較すると、『漢書』に近い事例が数多くみられる。このことから、尾崎氏が指摘したように、『帝王略論』卷二は主に『漢書』に依拠したとみてよい。

(二) 敦煌本と金沢本の差異
ただし、金沢本と敦煌本を詳細に比較すると、金沢本が『漢書』

に近く、敦煌本が『史記』に近い事例もある。高祖略に見える劉邦の官歴について、金沢本には「爲泗上亭長」とあり、『漢書』卷一高祖本紀上と一致しているが、敦煌本では「爲泗水亭長」としており、『史記』卷八高祖本紀と一致している。また、始皇帝が東南に天子の気があると述べたことについて、金沢本には「嘗曰」とあり、『漢書』卷一高祖紀上と一致しているが、敦煌本は「常曰」とし、『史記』卷八高祖本紀と一致している(一〇)。

以上をまとめると、『帝王略論』はおおむね『漢書』に依拠したと考えられるが、敦煌本は一部の文字が『史記』に近いということになる。ただし、伝写の際の表記のゆれの可能性もあり、敦煌本と『史記』の関係については、慎重に検討すべきであろう。

(三) 虞世南が使用した『漢書』注釈書

『帝王略論』卷二には、『漢書』の本文ではなく、注の記事を踏まえた形跡がある。高祖の享年について、金沢本は「五十二」とし、敦煌本は「六十二」とするが、『史記』・『漢書』の本文には記録がない。しかし、『史記』卷八高祖本紀の裴駟集解所引『帝王世紀』および『初学記』卷九帝王部・總叙帝王所引『帝王世紀』には「年六十二」とあり、『漢書』卷一下高帝紀下の臣瓚注には「壽五十三」とある。金沢本は『漢書』注に近く、敦煌本は『帝王世紀』と一致する。同様に文帝の享年も『史記』・『漢書』の本文に見えないが、金沢本も敦煌本も「卅六」とする。『史記』卷一〇孝文本紀・裴駟集解所引徐廣『史記音義』と『太平御覽』卷八八皇王部一二・孝文皇帝所引

『帝王世紀』には「年四十七」とあるが、『漢書』卷四文帝紀の臣瓚注に「壽四十六也」とあり、『帝王略論』と一致する。武帝の享年も『史記』・『漢書』の本文に見えないが、金沢本・敦煌本は「七十一」とし、『漢書』卷六武帝紀の臣瓚注の「壽七十一」と一致する。これらのことから、『帝王略論』が『漢書』の注に依拠したことが分かる。

ただし、『漢書』の顔師古注が完成したのは、貞観十五（六四一）年であり、『帝王略論』編纂時には成立していない。魏晉南北朝時代には『漢書』の注釈書が数多く作成されていたが、その多くが注釈だけをまとめた単注本であった。本文に注釈を挟み込んだ注釈書としては、東晋の蔡謨撰『漢書集解』一一五卷があげられる。虞世南が単注本を用いた可能性も皆無ではないが、本文と注釈の両方を見ることができた方が『帝王略論』の編纂に便利だったことは間違いない。顔師古による『漢書』の注釈書が作成されるまでは、『漢書集解』が『漢書』の基本的なテキストとして利用されていた^(二二)こととあわせて考えると、虞世南も『漢書集解』に基づいて『帝王略論』を編纂したとみてよいだろう。

なお、顔師古は『漢書』本文の校訂も行っており、『漢書集解』と現行の『漢書』では、本文が一部異なっている^(二三)。このことから、『漢書集解』に依ったと考えられる『帝王略論』には、『漢書』の古態が反映されている可能性がある。例えば、『帝王略論』高祖論にみえる「提三尺劍以取天下」は、一見すると『漢書』卷一下高帝紀下の「吾以布衣提三尺劍取天下」よりも、『史記』卷八高祖本紀の「吾以布衣提三尺劍取天下」に近い。しかし、『漢書』当該箇所顔師古注

には、「師古曰、「三尺、劍也。下韓安國傳所云三尺亦同、而流俗書本或云提三尺劍、劍字後人所加耳。」とあり、当時の『漢書』の「流俗本」に『史記』と同じく「劍」字があったことがわかる。ここから、『帝王略論』の当該箇所が『漢書』の「流俗本」に依拠した可能性がある。この「流俗本」は『漢書集解』をさすと考えられる^(二四)。このように『帝王略論』には、『漢書』の古態が留められている可能性があり、今後の検討が待たれる。

そのほか、『帝王略論』卷二は、高祖の父親の名前について、「執嘉」としている。父の名前は『史記』・『漢書』の本文に見えないが、『史記』卷八高祖本紀の索隱所引『帝王世紀』に記されている。『帝王略論』卷一が西晋の皇甫謐撰『帝王世紀』を利用していたことを踏まえると、これも『帝王世紀』に依拠した可能性がある^(二五)。また、尾崎氏が既に指摘しているように、武帝略には『帝王略論』独自の記事（酎金関連）が存在する^(二六)。丞相趙周又以水銀着稱衡中令金色變。於是諸侯坐酎金、失國者甚衆。^(二七)この記事も『帝王世紀』に由来する可能性があるが、現時点では出典不明である。

(四) 後漢部分の依拠史料

『帝王略論』は、序において「范曄用華嶠之草。……謝沈・山松、曾無二說。……載記始於劉珍」と述べ、前代の史書を踏襲・模倣した史書として、華嶠と范曄の『後漢書』・謝沈と袁山松の『後漢書』をあげ、劉珍『東漢觀記』が載記を創始したとするように、多くの後漢の歴史書に言及している^(二八)。しかし、尾崎氏は『帝王略論』

卷二の後漢部分について、范曄の『後漢書』と大同小異であり、後漢の明帝略に范曄の論贊の一部が引用されていることを指摘している（二七）。後漢部分の依拠史料について実例を示して検討したい。

例えば、光武帝略の「兵革既息、天下少事、文書調役、務存寬簡、至乃一焉。」は、『後漢書』本紀一下光武帝紀・建武十三年四月条の「時兵革既息、天下少事、文書調役、務從簡寡、至乃十存一焉。」とほぼ同文であるが、『東觀漢記』やその他の後漢に関する史書には見えない。また、光武帝略の「每旦視朝、日仄乃罷。數引公卿、講經論治、夜分乃寐。皇太子諫、帝曰「我樂此、不爲疲也。」」も、『後漢書』本紀一下光武帝紀の「每旦視朝、日仄乃罷。數引公卿・郎・將、講經經理、夜分乃寐。皇太子見帝勤勞不怠、承閒諫曰……帝曰「我自樂此、不爲疲也。」」と文章に近い。この箇所は、『太平御覽』卷九〇皇王部一五・光武帝所引『東觀漢記』では「旦聽朝、至日晏、夜講經聽誦。……羣臣爭論上前、常連日。皇太子嘗承間言……、上答曰「我自樂此。」」となっており、『帝王略論』と異なっている。さらに光武帝略の「雖身濟大業、兢兢如不及。退功臣而進文吏、故皆保其福祿。」も、『後漢書』本紀一下光武帝紀の「雖身濟大業、兢兢如不及……退功臣而進文吏」を踏まえたものであり、『東觀漢記』やその他の後漢に関する史書には見えない。また、章帝略の「三年正月帝耕于籍田、勅御史曰「方春、所過無得有所繁伐。車可引避、引避之、馬可輟解、輟解之。人君伐一草木不時、謂之不孝。人知順人天、其明稱朕意。」」も『後漢書』本紀三肅宗紀・元和三年正月・二月条の「辛丑、帝耕于懷。……乙丑、勅侍御史・司空曰「方春、所過無

得有所伐殺。車可以引避、引避之、駢馬可輟解、輟解之。……禮、人君伐一草木不時、謂之不孝。俗知順人、莫知順天。其明稱朕意。」を踏まえたものであり、他書には見えない。

范曄撰『後漢書』以外の後漢に関する史書の多くが散佚しているため、断定することはできないが、『帝王略論』卷二の後漢部分は、『東觀漢記』や後漢に関する史書の佚文よりも范曄撰『後漢書』に近く、尾崎氏が指摘するように、主に『後漢書』に依拠したものとみてよいだろう。

おわりに

以上、『帝王略論』卷二の「略」の依拠史料について検討してきた。その結果、卷二の前漢部分の「略」は、主に『漢書』（『漢書集解』の記事を切り貼りして編纂されており、部分的に『帝王世紀』を用いた可能性のあることがわかった。ただし、『史記』も参照していた可能性はある。また、後漢部分の「略」は、主に范曄『後漢書』に依拠していたと考えられる。既に前稿で『帝王略論』卷四の「略」は、複数の史書を切り貼りして短期間で編纂されたことを指摘したが、卷二の「略」も同様であったと考えられる（二八）。

註

(一) 『帝王略論』卷四の略部分の依拠史料については、拙稿『帝

王略論』巻四と南朝史書」〔『国士館東洋史学』七・八・九合併号、二〇一六年〕参照。

(二)『帝王略論』は、唐代には通史・君主論として、官僚・僧侶・処士に幅広く利用され、敦煌・日本にまで伝播した。しかし、宋代には分類が史部から子部に変わり、時代遅れの帝王学とみなされて、次第に利用されなくなり、南宋末・元初に散逸した。

拙稿「唐宋時期『帝王略論』の利用状況」(寧欣主編『新材料・新方法・新視野：中国古代国家和社会変遷』北京師範大学出版社、二〇一一年)参照。

(三)王重民『敦煌古籍叙録』第二巻(中華書局、一九七九年)九四〇―九五頁。敦煌本の写真については、神田喜一郎編『敦煌秘籍留真新編』上巻(黄永武主編『敦煌叢刊』新文豊出版公司、一九八五年)三八一―三九〇頁、黄永武主編『敦煌宝藏』第一二二冊(新文豊出版公司、一九八五年)六三―六七頁、王重民原編・黄永武新編『敦煌古籍叙録新編』第六冊史部(新文豊出版公司、一九八六年)四―二六頁、上海古籍出版社・法国国家図書館編『法藏敦煌西域文献』⑩(上海古籍出版社、二〇〇一年)三〇―三四頁、東洋文庫蔵マイクロフィルム写真版、IDP(International Dunhuang Project)のHPのデータベース公開写真参照。敦煌本の書誌情報については、李錦繡「史地章」(張弓主編『敦煌典籍与唐五代歴史文化』上巻、第肆章、中国社会科学出版社、二〇〇六年)、林聰明「虞世南帝王略論両写本校記」(『東吳文史学報』六、一九八八年)参照。林論文は後に中国唐代学

会編『中華叢書 唐代研究論集 第三輯』(新文豊出版公司、一九九二年)に転載された。

(四)内藤湖南「帝王略論の発見」(『内藤湖南全集 第十二巻』筑摩書房、一九七〇年、初出一九三二年)。金程宇氏も金沢本の価値に言及している。金程宇「東洋文庫所蔵『帝王略論』残巻的文献価値」(『稀見唐宋文献叢考』中華書局、二〇〇九年)参照。

金沢本については、尾崎康「虞世南の帝王略論について」(『斯道文庫論集』五、一九六七年)、拙稿『帝王略論』巻四校注稿」(『国士館東洋史学』七・八・九合併号、二〇一六年)参照。

(五)『帝王略論』の「論」部分の録文については、いくつか作成されている。陸心源輯『唐文拾遺』第一冊(文海出版社、一九六二年)二二六―二三四頁と、周紹良主編『全唐文新編』第三冊(吉林文史出版社、二〇〇〇年)一五六―一五七二頁が『長短経』・『通曆』に依拠し、「論」を収録した。陳尚君輯校『全唐文補編』(中華書局、二〇〇五年)第一冊三七―三八頁、第三冊二二二―二四二―二五頁は、敦煌本と金沢本の序文を収録している。陳虎沢注『帝王略論』(中華書局、二〇〇八年)は、敦煌本・『長短経』・『通曆』をもとに「論」の現代中国語訳を作成した。また、胡洪軍・胡遐輯注『虞世南詩文集』(浙江古籍出版社、二〇一二年)一一三―一二〇頁、一三三―二〇六頁にも、序と「論」の録文がある。前掲註三林論文は、敦煌本と金沢本を比較し、『帝王略論』序・巻一・巻二の校訂を行ったが、録文は作成していない。なお、林論文では両写本間には序・巻一・巻二あわ

せて二六六条の異同があるが、両写本とも「精抄本」とする。

- (六) 中国の諸典籍における佚文については、前掲註二拙稿および拙稿『概要』中の『通曆』佚文について、『汲古』六三、二〇一三年)参照。日本における受容状況については、拙稿『紫明抄』所引『帝王略論』について、『国語と国文学』八七・三、二〇一〇年)、拙稿「日本における『帝王略論』の受容について—金沢文庫本を中心に—」(神鷹徳治・静永健編『アジア遊学—四〇 旧鈔本の世界—漢籍受容のタイムカプセル—』勉誠出版、二〇一一年)、前掲註四拙稿参照。

- (七) 序は拙稿『帝王略論』の正統観—南北朝の皇帝評価を中心に—(榎本淳一編『古代中国・日本における学術と支配』同成社、二〇一三年)参照。卷一は拙稿『帝王略論』卷一校注稿(『明大アジア史論集』二〇、二〇一六年)参照。卷四は前掲註四拙稿参照。

- (八) 金沢本は卷二冒頭の二葉が残缺しており、目次・高祖略の冒頭数行分が欠けており、「人、意豁如也」から始まっている。また、敦煌本は元帝略の「譜望之令自煞」以後が残缺している。

本稿で用いた『帝王略論』佚文は、「唐」趙蕤撰『長短経』卷二君徳所引漢文帝景帝論・漢武帝論・漢宣帝論・漢元帝論・僞新王莽論・後漢光武帝論・後漢桓帝靈帝論である。なお、『帝王略論』の「論」を多数引用する『通曆』は、卷一(三皇五帝)・卷三(三国)が散佚しているため、『帝王略論』卷二(前漢・後漢)の校訂に用いることができない。

(九) 前掲註四尾崎論文、前掲註三林論文参照。

- (一〇) なお、南北朝隋唐時代には、『史記』よりも『漢書』の評価が高く、注釈書も多く作成されていたが、中唐以後、『史記』の評価もあがった。大木康『史記』と『漢書』—中国文化のバロメーター—(岩波書店、二〇〇八年)参照。

- (一一) 『漢書』の注釈書については、吉川忠夫「顔師古の『漢書』注」(『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四年)、洲脇武志『漢書注釈書研究』(游学社、二〇一七年)参照。

- (一二) 顔師古本とそれ以前の『漢書』の異同の概要については、池田昌広「西域出土の古鈔本からみた『漢書』顔師古本」(『アジア遊学』一四〇 旧鈔本の世界—漢籍受容のタイムカプセル) 勉誠出版、二〇一一年)参照。

- (一三) この記事については、大東文化大学非常勤講師の洲脇武志氏の御教示を得た。記して深謝申し上げます。

- (一四) 『帝王世紀』は既に散佚している。佚文については、徐宗元輯『帝王世紀輯存』(中華書局、一九六四年)および新美寛『本邦残存典籍による輯佚資料』正・続(京都大学人文科学研究所、一九六八年)参照。

- (一五) 前掲註四尾崎論文参照。

- (一六) 序については、前掲註七拙稿『帝王略論』の正統観—南北朝の皇帝評価を中心に—参照。

- (一七) 前掲註四尾崎論文参照。

- (一八) 前掲註一拙稿参照。

凡例

○金沢文庫本『帝王略論』（以下、金と略）を底本とし、敦煌本『帝王略論』（P二六三六。以下、敦と略）、『長短経』（以下、長と略）で校訂した。

○校訂箇所には漢数字で番号を振って、校訂内容を示した。『帝王略論』の佚文が存在しない箇所、典拠史料に基づいて修正の必要があるかと判断した箇所には、底本の文字を残した上で「」を附して示し、文字を補った箇所は（ ）で示した。

○本稿では、解釈の便をはかるため、本文の異体字は正字に改め、句読点をほどこした。なお、注には常用漢字を用いた。

○引用書籍の版本は以下の通り。

- 『史記』…中華書局、二〇一四年
- 『漢書』…中華書局、一九六二年
- 『後漢書』…中華書局、一九七一年
- 『長短経』…百部叢書集成本、藝文印書館、一九六八年
- 『初学記』…中華書局、二〇〇四年
- 『意林』…『意林校釈』中華書局、二〇一四年
- 『太平御覧』…大化書局、一九七七年

校注

帝王（略）論第二（一）

（一）敦…『帝王略論』。金には『帝王略論』卷二の一葉目（高祖略の「寛仁愛」まで）が欠けているため、敦との比較検討ができない。金の巻一末尾・卷二末尾・卷四冒頭と末尾に「帝王略論」とあることから、「略」を補う。

漢高祖（惠皇帝）（二） 太宗文皇帝 世宗景皇帝 世祖武皇帝 孝

昭皇帝 海民「昏」^{（三）}侯 孝宣皇帝^{（四）} 孝元皇帝 孝成皇帝 孝

哀皇帝 僞新王莽 後漢世祖光武皇帝 顯宗孝明皇帝 肅宗孝童

「章」^{（五）} 皇帝 孝桓皇帝 孝靈皇帝^{（六）}

（二）敦…「惠皇帝」が無い。本文中に「略」が立てられていることから補った。

（三）敦…「民」。『漢書』卷六三昌邑王賀伝によれば、昌邑王賀は廢位後、海昏侯に封ぜられた。このことから、「昏」が正しい。「民」は「昏」の形譌であろう。

（四）敦…「高祖孝宣皇帝」。「高祖」は劉邦の廟号であり、宣帝の廟号ではない。「高祖」は衍字である。

（五）敦…「董」。「董」は「章」の形譌である。

（六）敦…「漢高祖」の右上に「上」、右下に「下」、「僞新王莽」の右上に「上」、「後漢世祖光武皇帝」の右上に「上」がある。

略曰、漢高祖名邦、字季、沛豐人也。父太公名執嘉、母媪。嘗息大澤之陂、夢與神遇。時雷電晦暝、大「太」^(七)公往視、交龍於其上。已而有娠。高祖隆准而龍顏、有大度、寬仁愛^(八)人、意豁如也。有呂公者善相。相高祖大貴、以女妻焉。即呂后也。爲泗上^(九)亭長、嘗醉夜徑^(一〇)澤中、有蛇當道、高祖拔劍斬之。後至者見一嫗哭曰「吾子白帝子、化爲蛇、今赤帝子^(一一)斬之。」始皇嘗^(一二)曰「東南有天子氣。」東巡以厭之^(一三)。高祖隱於芒、碭^(一四)山澤間、上常有靈氣。二世元年起兵於沛、自立爲沛公。破秦軍入咸陽、獲秦王子嬰。初入秦除秦苛法^(一五)、約法三章、繁人者死、傷人及盜抵罪^(一六)。秦民大悅。項羽至鴻門、沛公見羽、羽^(一七)與沛公飲。范增^(一八)使項莊入以劍舞^(一九)、將擊煞沛公。羽^(二〇)季父項伯亦起舞、以身蔽^(二一)沛公、故免。五星聚於東井。項羽立沛公爲漢王。漢王乃東伐定三秦、擊項羽敗於彭城、太公・呂后爲項羽^(二二)所得。羽圍滎^(二三)陽、使人^(二四)謂沛公曰^(二五)「不急下、吾烹^(二六)太公。」沛公曰「吾與項羽^(二七)約爲兄弟、吾翁即汝翁、汝欲烹汝翁、幸分我一杯羹^(二八)。」又與羽戰於廣武、羽伏弩射漢王傷胸。五年至彭城誅項羽。立爲皇帝。皇帝^(二九)在洛陽南宮、見諸將往往偶語。問張良。良曰「反。」帝曰「爲之奈何^(三〇)。」良曰「帝所不快群臣所共知^(三一)者誰。」帝曰「雍齒數窘辱我。」乃先封雍齒爲侯。群臣乃喜曰「雍齒且侯、吾屬無患。」帝置酒謂群臣曰「通侯諸將無敢隱朕、吾所以有天下者何、項氏所以失天下者何。」高起、王陵對曰「陛下使人^(三二)攻城略地、因以與之、與天下同利^(三三)。項羽戰勝而不與人功、得地而不與人利、此所以^(三四)失天下也。」上曰「公知其一、未知其二。夫運策於帷帳之中、決

勝千里之外、吾不如^(三五)子房^(三六)。鎮國家、撫百姓、給餉餽、不絕糧道、吾不如蕭^(三七)何。連百萬之軍、戰必勝、攻必取、吾不如韓信。三者、皆人傑^(三八)、吾能用之、此吾所以取天下也。項羽有一范增而不能利用、此其所以爲我禽也。」初都洛陽、用婁敬計^(三九)、西都長安。北伐兗^(四〇)、奴、婁敬諫不聽、爲兗奴所圍、用陳平祕計得出。即赦婁敬謝之曰「不用公言、以至^(四一)於此。」即位十二年崩。年五十二^(四二)。初黥布反帝、自擊布爲流矢所中。乃^(四三)困呂后問以後事曰「蕭相國死孰可代之。」曰「曹參可。」問其次、曰「周勃可、安劉氏者必勃也。」子惠帝立。

(七) 敦：「大」。『史記』卷八高祖本紀および『漢書』卷一上高帝本紀上に「太公」とあることから、「太」が正しい。「大」は「太」の形譌である。

(八) 金の卷二の二葉目が失われており、ここまで欠けている。

(九) 金：「上」、敦：「水」。『漢書』卷一上高帝本紀上には「爲泗上亭長」とあり、『史記』卷八高祖本紀には「爲泗水亭長」とある。

(一〇) 金：「嘗醉夜徑」、敦：「常醉夜徑」。『史記』卷八高祖本紀および『漢書』卷一上高帝本紀上に「高祖被酒、夜徑澤中」とあることから、「漢書」卷一上高帝本紀上に「高祖被酒、夜徑澤中」とあることから、金に従う。「常」は「嘗」の形譌であり、「徑」は「徑」の形譌である。

(一一) 金：「赤帝」、敦：「赤帝子」。『史記』卷八高祖本紀および『漢書』卷一上高帝本紀上に「赤帝子斬之」とあることから、敦によって「子」を補う。

(一二) 金：「嘗」、敦：「常」。『漢書』卷一上高帝本紀上には「秦始皇帝嘗

曰「東南有天子氣」とあり、『史記』卷八高祖本紀には「秦始皇帝常曰「東南有天子氣」とある。

(二二) 金：「蔽」。金は「弊」に「カク」と訓点をふっている。

(二一) 金：「弊」、敦：「蔽」。金は「弊」に「カク」と訓点をふっている。

『史記』卷七項羽本紀に「項伯亦拔劍起舞、常以身翼蔽沛公」とあり、『漢書』卷一上高帝紀上に「項伯亦起舞、常以身翼蔽沛公」とある

(二四) 金：「碣」、敦：「錫」。『史記』卷八高祖本紀に「隱於芒・碣山澤間」とあることから、金に從う。「錫」は「碣」の形譌であらう。

(二五) 金：「政」、敦：「法」。『史記』卷八高祖本紀および『漢書』卷一上高帝本紀上に「父老苦秦苛法久矣」とあることから、敦に從う。

(二六) 金：「煞人者死、傷人及盜抵罪」、敦：「煞人死、傷人及盜者抵罪」。『史記』卷八高祖本紀および『漢書』卷一上高帝本紀上に「殺人者死、傷人及盜抵罪」とあることから、金に從う。

(二七) 金：「沛公見羽、與沛公飲」、敦：「沛公見羽、羽與沛公飲」。金は「羽」が一字しかない。文意から敦によって「羽」を補う。

(二八) 金：「曾」、敦：「增」。以下、金は「范增」を全て「范曾」としてある。『史記』卷七項羽本紀および『漢書』卷三一項籍伝には「范增」とあることから、敦に從う。「曾」は「增」の形譌である。

(二九) 金：「劔舞」、敦：「劔舞」。『劔』と『舞』は同義。

(三〇) 金：「羽」を「季父」の左上に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(三一) 金：「弊」、敦：「蔽」。金は「弊」に「カク」と訓点をふっている。

ことから、敦に從う。「弊」は「蔽」（古訓はカクス）の形譌である。

(二二) 金：「爲項羽」、敦：「爲羽」。

(二三) 金：「榮」、敦：「榮」。『榮』は「榮」の形譌である。金に從う。

(二四) 金：「使人」、敦：「使」。

(二五) 金：「謂沛公」、敦：「謂沛公曰」。文意から敦によって「曰」を補う。

(二六) 金：「烹」、敦：「亨」。『史記』卷七項羽本紀に「吾烹太公」とあることから、金に從う。また、『漢書』卷三一項籍伝には「吾亨太公」とある。敦の「亨」は「亨」の形譌であらう。

(二七) 金：「吾與項羽約爲兄弟」、敦：「與羽約爲兄弟」。『史記』卷七項羽本紀に「吾與項羽俱北面受命懷王、曰「約爲兄弟」とあることから、金に從う。なお、『漢書』卷三一項籍伝には「吾與若俱北面受命懷王、約爲兄弟」とあり、「項羽」にかわって「若」を用いている。

(二八) 金：「汝欲烹汝翁、幸分我一杯羹」、敦：「汝欲亨、幸分吾一杯羹」。『史記』卷七項羽本紀には「必欲烹而翁、則幸分我一盃羹」とあり、『漢書』卷三一項籍伝には「必欲亨乃翁、幸分我一盃羹」とあることから、金に從う。

(二九) 金：「皇帝」、敦：「帝」。

(三〇) 金：「良曰、反。帝曰、爲之奈何」が無い。『史記』卷五五留侯世家には「留侯曰「陛下不知乎。此謀反耳。」……上乃憂曰「爲之奈何。」」

とあり、『漢書』卷四十張良伝にも「良曰「陛下不知乎。此謀反耳。」……上乃憂曰「爲將奈何。」」とある。また、『漢書』卷一下高帝紀下

でも「良曰「……故相聚謀反耳。」上曰「爲之奈何。」」とする。この

ことから、敦によって補う。

(三一) 金：「共知」敦：「共知知」。『漢書』卷一下高帝紀下には「取上素所不快、計羣臣所共知最甚者一人」とあることから、金に従う。敦の二文字目の「知」は衍字である。

(三二) 金：「陛下使人」、敦：「階下使」。『史記』卷八高祖本紀および『漢書』卷一下高帝紀下に「陛下使人攻城略地」とあることから、金に従う。敦の「階」は「陛」の形譌であり、「人」を落したものと思われる。

(三三) 金：「與天下同利」、敦：「與天下也」とし、その右に小字で「同利、所以得天下也」と記す。『史記』卷八高祖本紀および『漢書』卷一下高帝紀下は「與天下同利也」とし、「所以得天下也」はない。敦は意を以て補った可能性がある。『史記』・『漢書』を踏まえて金に従う。

(三四) 金：「所以」、敦：「以」。『史記』卷八高祖本紀に「此所以失天下也」とあり、『漢書』卷一下高帝紀下に「此其所以失天下也」とあることから、金に従う。

(三五) 金：「如」を「子房」の右上に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(三六) 金：「子房」、敦：「子房也」。『史記』卷八高祖本紀および『漢書』卷一下高帝紀下に「也」の字がないことから、金に従う。

(三七) 金：「蕭」、敦：「蕭」。『史記』卷五三蕭何世家および『漢書』卷三九蕭何伝に蕭何とあることから、金に従う。「蕭」は「蕭」の誤字である。

(三八) 金：「傑」、敦：「桀」。『史記』卷八高祖本紀および『漢書』卷一下高帝紀下に「皆人傑」とあることから、金に従う。「桀」は「傑」の形譌である。

(三九) 金：「用妻敬計」、敦：「妻敬之計」。

(四〇) 金：「兇」、敦：「凶」。「兇」と「兇」は同義。

(四一) 金：「以至以至」、敦：「以至」。『以至以至』では文が通じない。後の「以至」は衍字である。敦に従う。

(四二) 金：「五十二」、敦：「六十二」。『史記』卷八高祖本紀の裴駟集解所引『帝王世紀』および『初学記』卷九帝王部・總叙帝王所引『帝王世紀』には「年六十二」とある。しかし、『漢書』卷一下高帝紀下の臣瓚注には「壽五十三」とある。『帝王略論』は『史記』よりも『漢書』に近いという尾崎康氏の指摘を踏まえるならば、『漢書』の「五十三」が正しいことになり、金の「三」は「二」の形譌の可能性がある。しかし、虞世南自身が誤った可能性もある。ここでは判断がつかないため、金のままとする。

(四三) 金：「乃」、敦：「及」。

略曰、惠帝^(四四)名盈、呂太后子也^(四五)。即位七年崩。呂太后立後宮子、名爲^(四六)惠帝子、實呂氏子也。又立呂台・呂^(四七)産・呂祿、皆爲王。於是朱虛侯劉章與大臣誅^(四八)諸呂及少帝、立文^(四九)帝。初高帝寵戚^(五〇)夫人、生趙王如意、帝愛之、欲以代太子。后^(五一)深怨之。帝^(五二)憂萬歲後如意不全。及惠帝立、呂后截戚夫人手足、挑去眼、名曰人^(五三)彘。煞趙王如意。

公子曰「漢高撥亂反正、爲一代英主、可謂盡美盡(五四)善者乎。」

先生曰「漢祖起自卑微、提三尺劍(五五)以取天下、實有英雄之度量焉。

故班氏王命論云「漢高祖(五六)之興有五。一曰、帝堯之苗裔。二曰、

體皂多奇異。三曰、神武有徵應。四曰、寬明而仁恕。五曰、知人善

任使。加之以信誠好謀、達於聽受(五七)、見善如不及、用人如由己、

從諫如順流、趨時如響赴(五八)。」此其所以得天下也。然知呂后之邪

僻而不能正、愛趙王如意而不能全。身沒之後、幾亡社稷。若無劉章・

周勃、呂氏其(五九)代漢矣。此之爲過、甚於日月之蝕、豈盡美(六〇)

盡善之謂乎。至於克平秦項、創開(六一)漢業、前後卜世、積數百年、

衣冠禮樂、垂之後代、雖未階王道、霸德之盛者(六二)也。」

(四四) 金：「惠帝」、敦：「帝」。『帝王略論』の形式から金に従う。

(四五) 金：「子也」、敦：「子」。

(四六) 金：「名爲」、敦：「爲」。『漢書』卷三高后本紀に「取後宮美人子

名之以爲太子。」とあることから、金に従う。

(四七) 敦：「呂」を「台」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思

われる。

(四八) 金：「誅」、敦：「共誅」。

(四九) 金：「文」、敦：「又」。『史記』卷一〇孝文本紀および『漢書』卷

四文帝紀に「文帝」とあることから、金に従う。「又」は「文」の形

譌である。

(五〇) 金：「戚」、敦：「感」。『史記』卷九呂太后本紀および『漢書』卷

九七上外戚伝・呂皇后伝に「戚夫人」とあることから、金に従う。「感」

は「戚」の形譌である。

(五一) 金：「后」、敦：「呂后」。

(五二) 金：「帝」、敦：「呂帝」。「呂」は衍字である。金に従う。

(五三) 金：「歲」、敦：「人歲」。『史記』卷九呂太后本紀に「命曰「人歲」

とあり、『漢書』卷九七上外戚伝上・呂皇后伝に「名曰「人歲」とあ

ることから、敦によつて「人」を補う。

(五四) 敦：「美盡」を「盡善」の右に小字で記す。脱字を補ったものと

思われる。

(五五) 金：「劍」、敦：「劍」。「劍」と「劍」は同義。

(五六) 金：「漢高祖」、敦：「漢高」。『漢書』卷一〇〇上序伝上所引の「王

命論」に「蓋在高祖、其興也有五」とあることから、金に従う。

(五七) 金：「聽受」、敦：「禮愛」。『漢書』卷一〇〇上序伝上所引の「王

命論」に「達於聽受」とあることから、金に従う。

(五八) 金：「起」、敦：「赴」。『漢書』卷一〇〇上序伝上所引の「王命論」

に「趣時如響赴」とあることから、敦に従う。「起」は「赴」の形譌

である。

(五九) 金：「其」、敦：「幾」。

(六〇) 金：「盡美盡善」、敦：「盡善」。

(六一) 金：「敦」、敦：「創開」、長：「開創」。

(六二) 金：「敦」、敦：「盛者」、長：「盛」。

略曰、文帝名(六三)恆、薄姬之子。帝性寬仁儉素、嘗欲起露臺、召匠

計之直百金。帝曰「百金中民十家之産。吾奉先帝宮室、常恐羞之、

何以臺爲。」有獻千里馬者、帝曰「吉行(六四)五十里、師行卅里、獨

乘千里馬、欲何之乎。」所幸慎夫人、衣不曳地、身衣七綈。集上書囊以爲殿帷^(六五)。除肉^(六六)刑及收帑相坐律令。有犯誹謗妖言之罪者勿治。除關^(六七)不用傳。張武受金、帝加賞賜以愧其心。專務以德化民。天下斷獄四百、幾致刑措^(六八)。初帝夢升天、有一黃頭郎^(六九)推之。覺而求之、則鄧通也。乃賞通以蜀銅山得自鑄錢。趙人新垣平使人^(七〇)持玉杯於闕下、謂^(七一)帝曰「闕下有寶氣^(七二)。」取而獲焉。其後詐覺、夷平三族。即位廿三年^(七三)、年卅六崩^(七四)。子景帝立^(七五)。

(六三) 金：「名」、敦：「諱」。『帝王略論』は常に「名」を用いていることから、金に従う。

(六四) 金：「吉行」、敦：「吾吉行」。『漢書』卷六四下賈捐之伝に「時有獻千里馬者、詔曰「……吉行日五十里、師行三十里」とあることから、金に従う。

(六五) 金：「帷」、敦：「惟」。『漢書』卷六五東方朔伝に「近述孝文皇帝之時……集上書囊以爲殿帷」とあることから、金に従う。「惟」は「帷」の形譌である。

(六六) 金：「完」、敦：「肉」。「完」と「肉」は同義。『史記』卷一〇孝文本紀に「其除肉刑」とあり、『漢書』卷四文帝紀に「除肉刑法」とあることから、敦に従う。以下も同じ。

(六七) 敦・金：「關」。『漢書』卷四文帝紀に「除關無用傳」とあることから、「關」が正しい。「關」は「關」の形譌であろう。

(六八) 金：「措」、敦：「厝」。「措」と「厝」は同義。

(六九) 金：「頭黃郎」、敦：「黃頭郎」。『史記』卷一二五佞幸伝に「有一黃頭郎從後推之上天」とあり、『漢書』卷九三佞幸伝に「有一黃頭郎推上天」とあることから、敦に従う。

(七〇) 金：「使」、敦：「使人」。『漢書』卷二五上郊祀上に「平使人持玉杯」とあることから、敦によって「人」を補った。

(七一) 金：「謂」、敦：「因謂」。

(七二) 金：「氣」、敦：「器」。『漢書』卷二五上郊祀上に「闕下有寶玉氣來者」とあることから、金に従う。

(七三) 金：「廿三年」、敦：「廿年」。『史記』卷一〇孝文本紀に「孝文帝從代以來、即位二十三年」とあり、『漢書』卷四文帝紀の贊に「孝文皇帝即位二十三年」とあることから、金に従う。

(七四) 金：「年卅六崩」、敦：「年卅六」。『史記』卷一〇孝文本紀・裴駟集解所引徐廣『史記音義』には「年四十七」とあり、『太平御覽』卷八八皇王部一一・孝文皇帝所引『帝王世紀』にも「年四十七」とある。

しかし、『漢書』卷四文帝紀の臣瓚注に「帝年二十三即位、即位二十三年、壽四十六也」とあることから、「卅六」のままとする。なお、敦には「崩」が無い。

(七五) 金：「即位」、敦：「立」。『帝王略論』の形式から、敦に従う。

略曰、景帝名啓、文帝太子也。亦務無爲、名亞文帝。初文帝除肉刑以箠代之、猶多死者。帝定^(七六)令減其箠、由是死者少焉。然用朝錯之策、侵^(七七)削諸侯。又嘗與吳太子博爭道^(七八)、以博局^(七九)抵斂吳太子、王^(八〇)由此怨恨。遂與七國俱反。又斬朝錯以謝七國、丞相

周亞夫平七國有大功、帝心忌之、使有司誣亞夫欲(八二)反。亞夫下獄自煞。帝即位十年、年卅八(八三)。子武帝立。

公子曰「班固云(八三)「周云成康、漢言文景(八四)。」斯言當乎。」

先生曰「成康承文武遺(八五)跡、以周邵爲相。化篤厚之眚(八六)、因積久之德(八七)、疾風偃草、未足爲喻。至如漢祖開基、日不暇給、亡羸(八八)之弊、猶有存者。鑿顛抽脅、尚行於世(八九)。太宗(九〇)體茲仁

怒(九一)、式遵玄默、滌秦項之酷烈、反軒昊之淳風。幾致刑厝、斯爲難(九二)矣。若使不溺新垣之說、無取鄧通之夢、懷懷(九三)乎庶幾近

於王道。景帝之擬周康、則尚有慙德。」

(七六) 金：「定」、敦：「立」。なお、敦は「立」を「帝」の右下に小字で

記す。脱字を補ったものと思われる。

(七七) 金：「侯」、敦：「侵」。金は「侯」に「シム」と訓点をつけている。

また、欄外に「侵」と書いている。「侯」では文が通じない。「侯」は

「侵」(音はシン)の形譌であろう。敦に従う。

(七八) 金：「又嘗與吳太子博爭道」、敦：「又嘗與吳太子」。『史記』卷一

〇六吳王濞伝および『漢書』卷三五吳王濞伝に「博爭道、不恭、皇太

子引博局提吳太子、殺之」とあることから、金に従う。

(七九) 金：「以博局」、敦：「博局」。

(八〇) 金：「王」、敦：「吳王」。

(八一) 金：「亞夫欲反」、敦：「亞夫反」。『漢書』卷四〇周亞夫伝に「廷

尉責問曰「君侯欲反何」とあることから、金に従う。

(八二) 金：「卅八」、敦：「卅八」。『史記』卷一一孝景本紀・裴駟集解所

引『帝王世紀』に「帝以孝惠七年生、年四十八」とあり、『漢書』卷

五景帝紀の臣瓚注に「帝年三十二即位、即位十六年、壽四十八」とあ

ることから、敦に従う。

(八三) 金・敦：「云」、長：「称」。

(八四) 金：「周曰成康、漢稱文景」、敦：「周云成康、漢稱文景」、長：「周

云成康、漢言文景」。『漢書』卷五景帝紀の贊には「周云成康、漢言文

景」とあることから、長に従う。

(八五) 金：「道」、敦・長：「道」。「道」では文意に合わない。敦・長に

従う。

(八六) 金：「眚」、敦・長：「氓」。「眚」と「氓」は同義。

(八七) 金：「因積久之德」、敦：「因積仁德」、長：「因積仁之德」。

(八八) 金：「羸」、敦・長：「羸」。金は「羸」の右に「エイ」と訓点をつ

け、左に「始皇姓也」と記す。始皇帝の姓は「嬴」である。「羸」(音

はル)は「羸」(音はエイ)の形譌である。敦・長に従う。

(八九) 長：「鑿顛抽脇、尚行於世」の八字が無い。

(九〇) 金：「世」、敦・長：「太」。「世宗」は漢景帝の廟号であり、文意

に合わない。敦・長に従う。

(九一) 金：「怒」、敦・長：「怒」。金は欄外に「怒」と記す。「怒」では

文意に合わない。「怒」は「怒」の形譌であろう。敦・長に従う。

(九二) 金：「難之」、敦・長：「難」。「難之」では文が通じない。敦・長

に従う。

(九三) 金：「惊々」、敦・長：「慄々」。金は「惊」に「リン」と訓点をふ

つている。「惊」では文が通じない。「惊」は「慄」の形譌であろう。

敦・長に従う。

略曰、武帝名徹^(九四)、景帝太子也。既立、改号建元^(九五)。罷黜百家、興建庠序^(九六)、進用賢良公孫弘・兒寬等。以衛青・霍去病爲將、北伐匈奴、開河南・朔方地。又南平兩越^(九七)、東滅朝鮮、以爲郡縣。封太山^(九八)、禪梁父^(九九)、山稱萬歲。神光竝興、獲麒麟・朱雁。既連年征討、又盛修^(一〇〇)宮觀、天下虛耗、國用不足。乃以八月酎祭^(一〇一)宗廟、令諸侯出金以助祭、号^(一〇二)酎金。其金有色惡^(一〇三)及不中稱兩、奪爵^(一〇四)。丞相趙周又以水銀着稱衡^(一〇五)中令金色變。於是諸侯坐酎金、失國者甚衆。又禁百姓酤^(一〇六)酒及賣鹽鐵。唯官得賣之。又令^(一〇七)諸侯來朝、以白鹿皮薦璧^(一〇八)、名曰^(一〇九)皮幣。唯禁苑有白鹿、曰賣其皮與諸侯、一枚直卅金。又令^(一一〇)民出繒錢^(一一一)、六畜・舟車皆出租^(一一二)稅。末年好神仙、以公主妻術士。又信巫蠱之言、太子・公主・丞相皆坐誅、皇后自煞、其百姓大臣坐死者數萬。貪汗^(一一三)血之馬、則萬里伐宛。嘗蒟醬之味、則^(一一四)開西南夷。其不愛民命、以從己欲如此。後元二年^(一一五)崩。即位五十四年、年七十一。子昭帝立。

公子曰「觀^(一一六)漢武帝雄才大略、可方前代何主。」

先生曰「漢武承六世之業、海內殷富。又有高人之資。故能摠攬^(一一七)英雄、駕御豪傑^(一一八)、內興禮樂、外開邊境、北攝匈奴、南平百越。若其開學校、盛文詞^(一二九)、制度憲章、煥焉^(一三〇)可述^(一三一)。方於始皇、則爲優^(一三二)。至於驕奢暴虐、可以相亞。竝功有餘、而德不足也^(一三三)。」

(九四) 金：「徹」、敦：「傲」。『漢書』卷六武帝紀注所引荀悅『漢紀』に

「諱徹之字曰通」とあることから、金に従う。「傲」は「徹」の形譌である。金に従う。

(九五) 金：「建元二年」、敦：「建元」。『漢書』卷六武帝紀によると、武帝が百家を罷めたのは建元元年のことである。敦に従う。

(九六) 金：「興建庠廊」、敦：「建興庠序」。金は「廊」の右に「序」を小字で記す。形譌を正したものと思われる。文意から「興建庠序」とする。

(九七) 金：「兩越」、敦：「百越」。『漢書』卷五五霍去病伝に「又方南誅兩越、東伐朝鮮」とあることから、金に従う。

(九八) 金：「大山」、敦：「太山」。『漢書』卷六武帝紀に「遂登封泰山」とあるように、封禪の儀式は泰山で行われていることから、敦に従う。「大」は「太」の形譌であろう。

(九九) 金：「父」、敦：「甫」。『漢書』卷六武帝紀には「遂登封泰山、至於梁父」とあるが、『漢書』卷五七司馬相如伝には「封于太山、至梁甫」とある。

(一〇〇) 金：「修」、敦：「脩」。

(一〇一) 金：「酎祭」、敦：「酎酒祭」。『漢書』卷六武帝本紀に「列侯坐獻黃金酎祭宗廟」とあることから、金に従う。

(一〇二) 金：「号」、敦：「号曰」。

(一〇三) 金：「其金有色惡」、敦：「其色惡」。

(一〇四) 金：「奪爵」、敦：「皆奪一爵」。

(一〇五) 金：「欄外に「權衡」と記す。しかし、「稱衡」は秤量するばかりの意であることから、「稱」のままよりよい。

(一〇六) 金：「酤」、教：「沽」。「酤」と「沽」は同義。

(一〇七) 金：「令」、教：「又令」。文意から教に従う。

(一〇八) 金：「璧」、教：「珪」。『史記』卷三〇平準書および『漢書』卷

二四下食貨志下に「王侯宗室朝覲聘享、必以皮幣薦璧」とあり、『漢

書』卷六武帝紀・元狩四年条の注に「應劭曰一時國用不足、以白鹿皮

爲幣、朝覲以薦璧。」とあることから、金に従う。

(一〇九) 金：「曰」を「名」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと

思われる。

(一一〇) 金：「令」、教：「金」。「金」では文が通じない。「金」は「令」

の形譌であろう。金に従う。

(一一一) 金：「出錢」、教：「出繙錢」。『漢書』卷六武帝紀に「初算繙錢」

とあることから、教に従う。

(一一二) 金：「租」、教：「租」。「租」では文が通じない。「租」は「租」

の形譌であろう。教に従う。

(一一三) 金：「汗」、教：「汗」。金は「汗」に「カン」と訓点をつけてい

る。『漢書』卷六武帝紀には「四年春、東師將軍廣利斬大宛王首、獲

汗血馬來」とある。「汗」(音はウ)は「汗」(音はカン)の形譌であ

ろう。教に従う。

(一一四) 金：「則」、教：「則西」。「則西」では文が通じない。「西」は衍

字であろう。金に従う。

(一一五) 金：「後元二年」、教：「後元年二年」。「後元年二年」では文が

通じない。「二年」の上の「年」は衍字であろう。『漢書』卷六武帝紀

によれば、武帝が没したのは「後元二年」である。金に従う。

(一一六) 長：「觀」が無い。

(一一七) 金・長：「攬」、教：「覽」。

(一一八) 金・長：「傑」、教：「桀」。「桀」では文が通じない。「桀」は「傑」

の形譌であろう。金・長に従う。

(一一九) 長：「北播匈奴、南平百越。若其開學校、盛文詞」が無い。

(一二〇) 金・教：「焉」、長：「然」。『漢書』卷六武帝紀贊に「號令文章、

煥焉可述」とあることから、金・教に従う。

(一二一) 金：「可可述」、教：「可述」。「可可述」では文が通じない。

「可述」の上の「可」は衍字であろう。教・長に従う。

(一二二) 金：「優」、教：「優矣」。

(一二三) 金：「不足也」、教：「長」。「不足」。

略曰、昭帝名弗、武帝少子。即位年十四。改元爲始元。元年大將軍

霍光及左將軍上官桀(一二四)執政、桀害光寵、欲誅之、乃詐爲帝兄燕

王旦(一二五)上書、稱光行上林稱蹕、又私調校尉。桀乃奏燕王表。霍

光聞(一二六)之、不敢入、帝召(一二七)之曰「大將軍無罪。朕知此書詐

也。」光曰「陛下何以得知(一二八)之。」帝曰「大將軍行(一二九)上林

近耳。調校尉來、未能十日、燕王何以得知之。且將軍爲非、不須校

尉。」帝嘗將軍欲反(一三〇)、不由校尉(一三一)。由是光得(一三二)盡忠、上

官桀詐僞事發伏誅。泰山(一三三)大石自立、上林枯柳自生、有鳳皇集。

改元元鳳(一三四)元年。即位十三年崩。年廿二(一三五)。武帝孫昌邑王

賀立(一三六)。

公子曰「漢昭帝・周成王以(一三七)年幼(一三八)、竝有令問(一三九)、孰(

者爲賢。」

先生曰、「二人之徳、前代已有論矣。」

公子曰「願聞斯論。」

先生曰「論（二四）者以爲周成王者、武王之子、文王之孫、周公之兄子也。有累世聖人之資、其聰睿不足恠也。至如昭帝、父非武王、祖非文王、叔父（二四三）非周公旦（二四三）、而卓然不群、夙智如此。且成王疑周公以流言、昭帝明霍光之無罪。此之優劣、相去遠矣。」

（二二四）金「傑」、敦「桀」とする。『漢書』卷七昭帝紀によれば、「上官桀」が正しい。「傑」は「桀」の形譌である。敦に従う。以下も同様。

（二二五）金「燕王」、敦「燕王旦」。『漢書』卷七昭帝紀・元鳳元年九月条に「詐使人爲燕王旦上書言光罪」とあることから、敦によって「旦」を補う。

（二二六）金「聞」、敦「開」。『開』では文が通じない。「聞」は「聞」の形譌であろう。また、「口」は文書が破損しているため字を特定できない。金に従う。

（二二七）金「召」、敦「名」。「名」では文が通じない。「召」は「召」の形譌であろう。金に従う。

（二二八）金「得知」、敦「知得」。後文に「燕王何以得知」とあることから、ここも「得知」とすべきである。金に従う。

（二二九）金「大將軍行上林近耳」、敦「大將軍上林近耳」。「大將軍上林近耳」では文が通じない。金に従う。

（二三〇）金「欲反」、敦「反欲」。「反欲」では文が通じない。金に従

う。

（三二一）金「校尉」、敦「校尉」。

（三二二）金「光盡忠」、敦「光得盡忠」。『漢書』卷七昭帝紀・元鳳元年九月条に「光由是得盡忠」とあることから、敦によって「得」を補う。

（三二三）金「奏泰山」、敦「泰山」。「奏泰山」では文が通じない。「奏」は衍字であろう。敦に従う。

（三三四）金「改元元鳳」、敦「改元鳳」。『漢書』卷七昭帝紀・元鳳元年八月条に「改始元爲元鳳」とあることから、金に従う。

（三三五）金「廿」、敦「廿二」。『漢書』卷七昭帝紀の巨瓚注に「即位十三年、壽二十二」とあることから、敦に従う。

（三三六）金「立也」、敦「立」。『帝王略論』の形式から敦に従う。

（三三七）金「以」、敦「俱以」。

（三三八）金「年幼」、敦「幼年」。「幼年」では文が通じない。金に従う。敦の「幼」は「幼」の形譌であり、語順も逆になっていると思われる。

（三三九）金「合問」、敦「合問」。金は「問」に「フ」点と訓点をふり、欄外に「聞」と記す。「合」では文が通じない。金の「合」は「合」

の形譌であろう。敦に従う。また、「問」は「聞」の可能性もあるが、「合問」と同義の「合問」という語が存在することから、「問」のままとする。

（三四〇）金「孰」、敦「熟」。「熟」では文が通じない。「孰」は「孰」の形譌であろう。金に従う。

(一四一) 教…「先生曰、論」を「者」の右に小字で記す。脱字を補つたものと思われる。

(一四二) 金…「叔父」、教…「叔」。

(一四三) 金…「周公旦」、教…「周旦」。

略曰、昌邑王質、昌邑哀王(一四四) 諱之子。初奔喪稱噓(一四五) 痛、不

肯哭。在道以車載女子、行至濟陰、求長鳴雞・積竹牀(一四六)。

及即位淫亂、賜侍中・君卿黃金千斤、以取十妻。昭帝喪在前殿、賀

引内樂人鼓吹歌舞、駢馳北宮上(一四七)、弄戲鬪獸。與昭帝宮人亂、與

(一四八) 官奴夜飲。在位凡廿七日、有事凡千(一四九) 一百廿七條、侍中

傳(一五〇) 嘉諫、縛嘉繫獄。於是霍光廢賀爲海昏侯、立武帝玄孫詢(一

五一)、是爲宣帝。

公子曰「漢之昌邑、淫昏已甚、比之桀紂、可爲匹(一五二) 乎。」

先生曰「桀紂之王、各數(一五三) 十載、負屨南面、歷年永久。然後惡

被生民(一五四)、害加百姓。昌邑蕃國之嗣、擢居元首。朽索馭奔、猶懼

弗克(一五五)。況乃身服苴斬、梓宮在殯、居(一五六) 尊御極、曾未三旬、

沉涵昏縱、如斯之甚。若使遂享中身(一五七)、肆其狂暴、則夏癸・商辛

未足比也。」

(一四四) 金…「哀王」、教…「哀」。『漢書』卷六三昌邑哀王傳伝に「昌邑

哀王」とあることから、金に従う。

(一四五) 金…「益」、教…「噓」。『漢書』卷六三昌邑哀王傳伝に「賀曰、

我噓痛、不能哭」とあることから、教に従う。「益」は「噓」の形譌

であろう。

(一四六) 金…「積竹牀」、教…「精竹林」。『漢書』卷六三昌邑哀王傳伝に

「求長鳴雞、道買積竹杖」とあることから、「積竹杖」とすべきであ

る。金の「牀」は「杖」の形譌であり、教の「積」は「積」、「林」は

「杖」の形譌であろう。

(一四七) 金…「北宮上」、教…「北宮」。『漢書』卷六八霍光伝には「驅馳

北宮・桂宮、弄戲鬪虎。」とある。

(一四八) 金…「與」、教…「典」。『典』では文が通じない。「典」は「與」

の形譌であろう。金に従う。

(一四九) 金…「凡千」、教…「凡」。『漢書』卷六八霍光伝に「凡千一百二

十七事」とあることから、金に従う。

(一五〇) 金…「侍」、教…「傳」。『漢書』卷六八霍光伝に「侍中傅嘉數進

諫以過失」とあることから、教に従う。「侍」は「傳」の形譌である

う。

(一五一) 金…「詢」、教…「詞」。『漢書』卷八宣帝紀注所引荀悦『漢紀』

に「諱詢、字次卿。」とあることから、金に従う。「詞」は「詢」の形

譌であろう。なお、金は「詢」を「孫」の右下に小字で記している。

脱字を補つたものと思われる。

(一五二) 金…「進」、教…「匹」。『進』では文が通じない。教に従う。

(一五三) 金…「數」、教…「巳」。『巳』では文が通じない。金に従う。

(一五四) 金…「民」、教…「昏」。『昏』では文が通じない。金に従う。

(一五五) 金…「擢弗克」、教…「懼不剋」。金は「擢」に「ヲソラクハ」と

訓点をふつている。「擢」では文が通じない。「懼」は「懼」の形譌で

あろう。教に従う。なお、「不」と「弗」、「剋」と「克」は同義であ

ることから、「懼弗克」とする。

(一五六) 金：「居」、敦：「形」。

(一五七) 金：「身」、敦：「國」。「中身」は中年の意。この箇所は、昌邑王が中年まで在位していたら、その暴政ぶりは桀・紂も及ばないという意になると思われる。金に従う。

略曰、宣帝名詢、武帝曾孫、衛太子之孫也。足下生毛、臥居數

〇有光曜。即位改号爲本始元年。好法律、留心治道、進用良吏、竝皆稱職。常稱曰「使百姓無愁恨之氣者、其惟良二千石乎」。

幸宣室、齋居而決事、由是百司咸盡。其能。鸞鳳・神雀・甘露降集。頻年豐稔、穀石五錢。呼韓邪單于入朝。号稱中興。帝即位廿五年、年卅三崩、元帝立。

公子曰「漢宣帝政事、明察、其光武之儔也。」

先生曰「漢宣起自閭閻、知民疾苦。是以留心聽政、擢用賢良。原其名責實、峻法嚴令、蓋流於申韓也。元帝之爲太子、嘗諫帝、以爲持法太嚴。」

帝作色曰「我漢家以霸王之道雜之。奈何純任德化、用害政乎。」由此觀之、知其度量不及遠矣。古語云「圖王不成、弊猶足霸。圖

霸不成、弊將如何。」光武仁義、圖王之君也。宣帝刑名、圖霸之主也。今以相輩、恐非其倫。

(一五八) 金：「數」、敦：「如」。『漢書』卷八宣帝紀に「臥居數有光曜」とあることから、金に従う。

(一五九) 金：「其惟良二千石乎」、敦：「實唯良二千石」。『漢書』卷八九

循吏伝に「其唯良二千石乎」とあることから、金に従う。「惟」と「唯」は同義。

(一六〇) 金：「咸盡」、敦：「稱」。

(一六一) 金：「呼韓邪單于入朝」、敦：「呼韓邪單于入侍」。『漢書』卷八宣帝紀によると、呼韓邪單于は入朝しただけであり、入侍したのは呼韓邪單于の子である。金に従う。

(一六二) 金：「廿三年」、敦：「廿五年」。『漢書』卷八宣帝紀の臣瓚注に「帝年十八即位、即位二十五年、壽四十三」とあることから、敦に従う。

(一六三) 金：「年卅三崩」、敦：「年卅二」。『漢書』卷八宣帝紀の臣瓚注に「帝年十八即位、即位二十五年、壽四十三」とあることから、金に従う。

(一六四) 金：「元帝立」、敦：「生元帝」。『漢書』では文が通じない。金に従う。

(一六五) 金：「長」「事」、敦：「甚」。『漢書』では文が通じない。金・長に従う。

(一六六) 敦：「閭」を「閭」の右に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(一六七) 金：「敦」「民」、長：「人」。長の「人」は唐太宗の避諱。

(一六八) 金：「長」「聽」、敦：「以」。『漢書』では文が通じない。金・長に従う。

(一六九) 金：「長」「原」、敦：「源」。

(一七〇) 金：「敦」「脩」、長：「循」。

(二七一) 金：「蓋出」、敦・長：「蓋流出」。文意から敦・長によって「流」を補う。

(二七二) 金：「元帝之爲」、敦：「元帝爲」。

(二七三) 金・敦：「帝」、長：「宣帝」。

(二七四) 金：「知其度量不及遠矣」、敦：「度量不遠」、長：「雖以此言之、知其度量不遠」。

(二七五) 金：「不成」、敦・長：「圖霸不成」。『意林』卷三所引崔寔撰『正論』に「圖霸不成、弊將如何」とあることから、敦・長によって「圖霸」を補う。

(二七六) 金・長：「弊將」、敦：「弊」。『意林』卷三所引崔寔撰『正論』に「圖霸不成、弊將如何」とあることから、金・長に従う。

(二七七) 金：「論」、敦：「倫」、長：「儻」。『論』では文が通じない。「論」は「倫」の形譌であろう。「倫」と「儻」は同義。敦に従う。

略曰、元帝名奭、宣帝太子(二七八)。帝(二七九)柔仁好儒、見宣帝所用多文法吏、以刑名繩下(二八〇)、大臣楊(二八一)惲・蓋寬饒等、坐譏刺而誅、縱容諫帝。帝歎(二八二)曰「亂我家者、太子也。」宣帝崩、即位改号爲初元。二年罷黃門乘(二八三)輿・狗馬・水衡・禁苑、假與貧民。賜前將軍蕭望之爵關内侯。中書令弘恭・石顯、譖望之令自斃。即位十六年崩。年卅三。帝多才藝、善史書、鼓琴瑟、吹洞簫、自度曲、被哥聲、分制節度、窮極巧妙。寬容盡下、出於恭恰、号令(二八四)温雅、有古之風烈。

公子曰「元帝(二八五)才藝温雅、其守文之良主乎。」

先生曰「夫人君之才、存乎遠大之略(二八六)、在於文德武功二途而已

(二八七)。其餘無足觀焉(二八八)。文則經天緯地、詞令典冊(二八九)、武則

禁暴戢兵、安民(二九〇)和衆。此南面之宏圖也。至於鼓瑟吹簫、和聲度曲、斯乃伶官之職、豈天子之所務乎。若夫(二九一)岷江初發、其源

可以濫觴。及其遠也、方舟然(二九二)後能(二九三)濟。元帝之時、始(二九四)任弘恭・石顯、暨於桓靈、加以單超・張讓。既敦彝倫、遂傾宗

國、其所(二九五)由來者漸矣。故周厲銘(二九六)云(二九七)「熒熒不滅、炎炎奈何。」言慎其始也。嗚呼百代之後、其鑒之哉。」

(二七八) 金：「子」、敦：「太子」。敦によって「太」を補う。

(二七九) 金：「帝」が無い。敦によって補う。

(二八〇) 金：「繩下」、敦：「繩天下」。『漢書』卷九元帝紀に「見宣帝所用多文法吏、以刑名繩下」とあることから、金に従う。

(二八一) 金：「楊」、敦：「陽」。楊惲は『漢書』卷六六に立伝されている。「陽」は「楊」の形譌である。金に従う。

(二八二) 金：「難」、敦：「歎」。『漢書』卷九元帝紀に「迺歎曰亂我家者太子也」とあることから、敦に従う。「難」は「歎」の形譌であろう。

(二八三) 金：「乘」、敦：「柔」。「柔」では文が通じない。『漢書』卷九元帝紀に「詔罷黃門乘輿狗馬」とあることから、金に従う。

(二八四) 金：「令」を「号」の右下に小字で記す。脱文を補ったものと思われる。

(二八五) 金：「元帝」、長：「漢元帝」。

(二八六) 長：「存乎遠大之略」が無い。

(二八七) 金：「在於文德武功二途而已」、長：「在乎文德武功而已」。

(一八八) 長:「其餘無足觀焉」が無い。

(一八九) 金:「册」、長:「策」。

(一九〇) 金:「民」、長:「人」。長の「人」は唐太宗の避諱。

(一九一) 金:「若夫」、長:「夫」。

(一九二) 金:「然」、長:「而」。

(一九三) 金:「後能後能」。長:「後能」。「後能後能」では文が通じない。

下の「後能」は衍字である。長に従う。

(一九四) 金:「始」、長:「而」。

(一九五) 金:「所所」、長:「所」。「所所」では文が通じない。下の「所」は衍字である。長に従う。

(一九六) 長:「周厲銘」が無い。

(一九七) 金:「云」、長:「曰」。「云」と「曰」は同義。

略曰、成帝名驚、元帝太子也。即位改号爲建始元年。帝委政諸舅、王鳳・王音等兄弟五人遞爲宰相。五人同日拜封、号曰五侯。五侯專朝、賢者屏退。京兆尹王章以直言被誅。永始二年星貫如兩「雨」^(一九八)。帝無子、即(位)^(一九九)廿六年崩。年卅五。立宣帝孫定陶恭王子、是爲哀帝。

(一九八) 金:「兩」。『漢書』卷一〇成帝紀・永始二年条に「星隕如雨」とあることから、「雨」が正しい。「兩」は「雨」の形譌であろう。

(一九九) 金:「即」。『帝王略論』の形式から「位」が入ると思われる。

略曰、哀帝名欣。即位改号建平元年。幸舍人董賢、嘗與帝臥偏藉帝

衣、帝欲起、恐驚賢、乃割袖而起。又嘗宴飲舉酒屬賢曰「欲法堯禪舜何如。」侍中王闓「闓」^(二〇〇)爭之、乃止。帝即位六年崩。年廿五。

無子、立帝弟中山孝王子衍「衍」^(二〇一)、是爲平帝。平帝幼爲王莽所酖而崩。立宣帝玄孫嬰、是爲孺子。王莽廢嬰自立。

公子曰「成帝委任外氏、卒危劉宗。哀帝寵幸董賢、將禪天下。二失孰大。」

先生曰「其亂亡之釁一也。成帝任用王氏、猶經歷三世、陵夷以漸。

哀帝耽惑董賢、乃欲身禪帝位。其爲昏僻、乃速於成帝矣。」

(二〇〇) 金:「闓」とし、「クワウ」と訓点をつけている。『漢書』卷九三董賢伝では「王闓」が哀帝を諫めている。「闓」(音はエツ)は「闓」(音はコウ)の形譌である。

(二〇一) 金:「衍」とし、「エン」と訓点をつけている。『漢書』卷一二

平帝紀の注に「荀悦曰「諱衍之字曰樂」とあり、『漢書』卷八〇中山孝王伝にも「子衍嗣。七年、哀帝崩、無子、徵中山王衍入即位、是爲平帝。」とあることから、「衍」が正しい。「衍」は「衍」の形譌である。また、金沢本は平帝を「帝弟中山孝王子」としているが、実際には成帝の弟の子であり、哀帝の従弟にあたる。「成帝弟中山孝王子」とするのが正しいが、虞世南が『帝王略論』執筆時に誤った可能性もあるので、そのままとする。

略曰、王莽、元城人、成帝舅王曼子也。曼早卒。莽從兄弟皆將軍五侯子、乘時侈靡、以輿馬聲色相高。莽少孤、獨折節爲恭儉、勤身學問、被服如儒生、事母及嫂、曲有禮意。又交結名士、諸父朝賢、皆

薦擧之。乃封莽爲新都侯、遂擢爲大司馬。莽愈儉約、母病公卿遣夫人問疾、莽妻迎之、衣不曳地、以布弊膝。及就國南陽、南陽太守遣掾孔休謁莽、莽進其玉貝寶劍於休。休不受。莽因曰「誠見君面有瘡、美玉可以滅瘡。」遂推碎而進之。平帝立委政、於是附順者拔擢、恨忤者誅滅。莽欲有所爲、微見其意、黨與承旨奏之、莽稽顙流涕固讓、以示信於下。莽諷大「太」(一〇二)后欲以女爲皇后。太后詔納莽女、又固讓。及女爲后、封莽安漢公。又使人奏宜爲(一〇三)攝皇帝。改元居攝元年。其後遂即眞、号新氏。改号建國元年。下六筦之令、犯禁者死。有陳法令不便者免官。於是赤眉賊起。莽以春夏斬人於市、百姓震懼。稅民卅取一。又將軍嚴尤諫、莽怒免尤官。又數改易郡縣名、百官不能紀。改兕奴爲降奴、改單于爲服于、改高句驪爲(一〇四)下句驪。於是四夷皆亂。漢兵起、斬莽於漸臺、身肉分贖、百姓切食其舌。即位十六年。光武代立。

公子曰「觀王莽(一〇五)克己脩身(一〇六)、謙恭禮讓、豈不(一〇七)一代之名士乎。至於(一〇八)作相居尊、驕淫暴虐、何先後相背若斯之(一〇九)甚(一一〇)。」

先生曰「孔子云「人而無恆、不可作巫醫。」巫醫尚其不可、況居帝王之位乎(一一一)。若王莽者(一一二)天姿慘酷、詐僞人也。未達之前、佞(一一三)名求譽、得志之後、矜能傲(一一四)物。飾情既盡、而本質存焉。殘忍之性、於斯而發、政散民流、不亡何待。若令王莽(一一五)慎終如始、兢兢弗墜、去猜忌之心、弘至公之道、除削繁苛、聿導漢制、于時前朝遺舊名賢、猶在如王闕・公孫祿・唐林・唐尊・鮑宣・鮑永・何武・師丹等。彼數公者、竝骨鯁忠亮、謀猷弘遠。其餘一介之士、

在於草澤弗可勝計。皆抽引擢用、升之庶堂、則前代令王無以加也(一一六)。莽(一一七)懷諫自高、卒不改寤、海內冤酷、乃爲(一一八)光武之駭除焉。」

(一〇二) 金：「大」。「大」では文が通じない。『漢書』卷九九上王莽伝上には「莽既尊重、欲以女配帝爲皇后、以固其權……太后不得已、聽公卿采莽女。」とあることから、「太后」が正しい。「大」は「太」の形譌である。

(一〇三) 金：「爲」を「宜」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(一〇四) 金：「爲」を「麗」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(一〇五) 金：「觀王莽」、長：「觀僞新王莽」。

(一〇六) 長：「克己脩身」が無い。

(一〇七) 金：「不」、長：「非」。

(一〇八) 金：「至於」、長：「至」。

(一〇九) 長：「若斯之」が無い。

(一一〇) 金：「甚」、長：「甚乎」。

(一一一) 長：「孔子云」以下「帝王之位乎」までの文章が無い。

(一一二) 金：「若王莽者」、長：「王莽」。

(一一三) 金：「佞」、長：「佞」。

(一一四) 金：「傲」、長：「傲」。金は「傲」に「ヲコル」と訓点をつけて

いる。「傲」では文が通じない。「傲」は「傲」の形譌であろう。長に従う。

(二一五) 金：「王莽」を「令」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(二一六) 長：「残忍之性」以下「無以加也」までの文章が無い。

(二一七) 長：「莽」が無い。

(二一八) 金：「乃爲」、長：「爲」。

(二一九) 金：「駟」、長：「駟」。「駟」と「駟」は同義。

略曰、漢光武皇帝、景帝子長沙定王發之曾孫、鉅鹿都尉回之孫、南頓令欽之子。少好儒學。王莽地皇二年、與兄綰〔續〕^(二二〇)起兵於南陽、破王莽大將王尋・王邑。帝族兄聖公自稱更始將軍、自立爲天子。立帝爲蕭王^(二二一)。更始爲赤眉所篡。帝征赤眉、赤眉降。帝單馬入其營。赤眉相謂曰「蕭王推赤心置人腹中。」帝即位改元曰建武元年。兵革既息、天下少事。父〔文〕^(二二二)書調役、務存寬簡、至乃一焉。牛馬放牧、邑門不閉。京師醴泉出、朱草生、甘露降。群臣奏、宜令史官撰集^(二二三)、以傳來世。帝不納。常自謙無德。每且〔且〕^(二二四)視朝、日且〔仄〕^(二二五)乃罷。數引公卿、講經論治、夜分乃寐。皇太子諫、帝曰「我樂此、不爲^(二二六)疲也。」有獻千里馬及寶劍者、帝以馬駕鼓車、劍賜騎士。雖身濟大業、兢兢如不及。退功臣而進文吏、故皆保其福祿。中元二年崩。即位卅三年崩。年六十二^(二二七)。

公子曰「光武中興之明主、方之漢高、孰爲優劣。」

先生曰「論者云「高祖豁達以大度、光武細密於條目、各擅其美、龍飛鳳翔。故能撥亂庇民、拯斯塗炭。」古語云「帝者與師處、王者與友處、霸者與臣處。」漢祖之臣、三傑是也。光武之佐、廿^(二二八)八

將是也。豈^(二二九)得以鄧^(二三〇)禹・吳漢進^(二三一)於張良・韓信者乎。由此言之優劣可知矣^(二三二)。然漢祖功臣、皆以強盛誅滅。光武佐命、悉用優秩安全^(二三三)。君臣之際、良可稱也。絕長補短、抑其次焉。」

公子曰「自夏少康・殷大〔太〕^(二三四)戊・祖乙・般〔盤〕^(二三五)庚・武丁、至周宣・周平・漢光武、皆中興之君^(二三六)、孰者爲最。」

先生曰「凡此^(二三七)諸^(二三八)帝皆能^(二三九)興復^(二四〇)先緒、光啓王業。其名則同、其實^(二四一)則異。何者、殷代數代王、或因天變而脩德、或值政衰而自勉。中智行之、如或可。至周宣資邵公之力^(二四二)、漢宣倚博陸之強、有內主焉、非爲難也^(二四三)。光武之世、藉思漢^(二四四)之民、誅殘賊之莽、取亂侮亡、爲功業^(二四五)。易。至如少康、夏氏^(二四六)之滅已二代矣。羿及寒泥。藐然遺體、身存母孕^(二四七)、母氏^(二四八)逃亡、生於他國。不及過庭之訓、曾無強近之親、遭離禍難^(二四九)、庇身非所、而能騎駟^(二五〇)喪亂之間、遂成配天之業。中興之君、斯爲稱首。」

(二二〇) 金：「綰」とし、「エン」と訓点をつけている。『後漢書』本紀一上光武帝本紀上によると、光武帝の兄の名は「劉續」である。「續」は「續」の形譌である。

一上光武帝本紀上によると、光武帝の兄の名は「劉續」である。「續」は「續」の形譌である。

(二二二) 金：「蕭王」。その右に小字で「蕭」と記す。誤字を正したものと思われる。『後漢書』本紀一上光武帝本紀上には、「立光武爲蕭王」とあることから、「蕭王」が正しい。

(二二二) 金：「父」。文が通じない。『後漢書』本紀一下光武帝本紀下に「文書調役」とあることから、「文書」が正しい。「父」は「文」の形譌であろう。

(二二三) 金：「集」を「撰」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。『後漢書』本紀一下光武帝本紀下には「宜令太史撰集、以傳來世」とある。

(二二四) 金：「且」。「アシタ」と訓点をつけている。「アシタ」は「且」の古訓である。『後漢書』本紀一下光武帝本紀下に「毎旦視朝」とあることから、「且」が正しい。「且」は「旦」の形譌であろう。

(二二五) 金：「且」。「カタフイ」と訓点をつけている。『後漢書』本紀一下光武帝本紀下に「日仄乃罷」とあることから、「且」は「仄」(古訓はカタフク)の誤りである。直前の「毎旦視朝」につられた可能性はある。

(二二六) 金：「不忘」。「忘」の右に小字で「爲」と記す。誤字を正したものと思われる。『後漢書』本紀一下光武帝本紀下には、「不爲疲也」とあることから、「不爲」が正しい。

(二二七) 『後漢書』本紀一下光武帝本紀下は「年六十二」とするが、『初学記』卷九帝王部・總叙帝王所引『帝王世紀』は「年六十三」とする。

中華書局本『後漢書』の校勘は、光武帝の享年について、「六十二」は「六十三」の誤写ではないかとする。その場合、『帝王略論』に『後漢書』の古態が残っていた可能性がある。ここでは金のままとする。

(二二八) 金：「廿」、長：「二十」。

(二二九) 金：「光武豈」、長：「豈」。金は「光武」に訂正符(見せ消ち)を打っている。長に従って「光武」の二字を除く。

(二三〇) 金：「劉」、長：「鄧」。『後漢書』列伝六鄧禹伝に「鄧禹」とあることから、長に従う。「劉」は「鄧」の形譌である。

(二三一) 金：「進」、長：「匹」。

(二三二) 長：「由此言之優劣可知矣」が無い。

(二三三) 金：「令」、長：「全」。「令」では文が通じない。長に従う。

(二三四) 金：「大」。『史記』卷三殷本紀に「帝雍己崩、弟太戊立、是爲帝太戊」とあることから、「太」が正しい。「大」は「太」の形譌である。

(二三五) 金：「般」。『史記』卷三殷本紀に「帝陽甲崩、弟盤庚立、是爲帝盤庚」とあることから、「盤」が正しい。「般」は「盤」の形譌である。

(二三六) 長：「夏少康・漢光武皆中興之君」とし、殷周の中興の君主を省いている。

(二三七) 金：「凡此」、長：「此」。

(二三八) 金：「諸」、長：「二」。取り上げられたのは「二帝」に留まらな
いことから、金に従う。

(二三九) 金：「皆能」、長：「皆」。

(二四〇) 金：「複」、長：「復」。「複」では文が通じない。「興復」は再興・復興の意であることから、長に従う。

(二四一) 金：「實」、長：「其實」、対句構造から長によって「其」を補う。

(二四二) 金：「力」を「之」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(二四三) 長：「殷代」から「非爲難也」までの文章が無い。

(二四四) 金：「漢」、長：「亂」。

(二四五) 金：「業」、長：「差」。

(二四六) 金：「夏氏」、長：「則夏氏」。また、金は「氏」を「夏」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(二四七) 金：「身存母孕」、長：「身在胎孕」。

(二四八) 金：「母孕氏」、長：「母氏」。(「母孕氏」では文が通じない。「孕」は衍字であろう。長に従う。

(二四九) 金：「遭離禍難」、長：「遭離亂之難」。

(二五〇) 金：「而能跨駟」、長：「能崎嶇於」。

略曰、明帝名莊、光武太子也。十歲能通春秋、世祖奇之。即位改元曰永平元年。幼而聰察、明達政事、日晏坐朝、幽枉必達、斷獄得情。然傷於偏急。嘗以事怒郎藥崧〔崧〕^(二五二)、以杖撞之、崧走入牀下、帝呼郎〔出〕、郎出^(二五三)。崧曰「天子穆穆、諸侯皇皇、未聞人君起自撞郎。」帝慙而止。即位十八年崩。年卅八。子章帝立。

(二五一) 金：「崧」。『後漢書』列伝四一鍾離意伝に「嘗以事怒郎藥崧」とあることから、「崧」が正しい。「崧」は「崧」の形譌であろう。以下も同様。

(二五二) 金：「帝呼郎郎出」。『後漢書』列伝四一鍾離意伝に「帝怒甚、疾言曰「郎出、郎出。二とあることから、「郎出、郎出」が正しい。

「出」が一字落ちたものと思われる。

略曰、章帝名坦〔坦〕^(二五五)、明帝太子也。性仁厚。及即位改元爲建初元年。以上林池籟田賦與貧民。每行幸詔不得輒脩橋道、遣吏逢迎。妖言犯罪、一皆蠲除。但不得宿衛而已。又詔民有產子者復、勿笞三

歳、諸懷妊者、賜胎養穀人三斛、復其夫、勿笞。又詔曰「君人者視民如父母、其嬰兒無父母及有子不能養者給粟。」三年正月帝耕于籍田、勅御史曰「方春、所過無得有所煞伐。車可引避、引避之、馬可輟解、輟解之。人君伐一草木不時、謂之不孝。人知順人天、其明稱朕意。」即位十二年崩。自帝已下八世至桓帝。

公子曰「明章二帝、比於前漢、可方何主也。」

先生曰「明帝政治明察、可比孝宣、而度量弗及也。章帝仁恕恭儉^(二五四)、有大「太」^(二五五)宗之風。二帝之方文景、可謂具體而微矣。竝

一代明王、魏晉已來咸莫之逮。」

(二五三) 金：「坦」。「タツ」と訓点をつけている。『後漢書』本紀三章帝紀に「諱坦」とあることから、「坦」(音はタツ)が正しい。

(二五四) 金：「恭」の右下に「儉」を小字で記す。しかし、「儉」を挿入すると文が通じない。よって省略した。

(二五五) 金：「大」。『史記』卷一〇孝文帝紀に「太宗」とあることから、「太」が正しい。「大」は「太」の形譌である。

略曰、桓帝名志、明帝孫蠡吾侯翼子。即位改元爲^(二五六)建和元年。大將軍梁冀輔政、從橫爲亂。帝與中常侍單超等五人共謀誅之。於是封超等爲五侯。五侯暴恣、毒流天下。白馬令李雲坐^(二五七)直諫、誅死。名臣少府季「李」膺等^(二五八)竝爲閹人所譖、誣爲黨人、皆下獄。即位廿年^(二五九)崩。無子。立靈帝。

(二五六) 金：「爲」を「改元」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(二五七) 金…「坐」を「李雲」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

(二五八) 金…「名臣季少府季膺等」。『後漢書』列伝五七李膺伝は、李膺とする。「季」は「李」の形譌である。また、後漢靈帝期に少府になつた李氏は李膺だけであることから、上の「季」は衍字である。

(二五九) 金…「年」を「廿」の右下に小字で記す。脱字を補ったものと思われる。

略曰、靈帝名宏、章帝玄孫、解瀆亭長淑〔淑孫、甚〕子〔六〇〕。即位

改元曰建寧元年。中常侍曹節矯詔誅太傅陳蕃・大將軍竇武。初蕃・

武謀誅節等、事泄、故見害。中常侍侯覽奏前司空虞放・大〔太〕〔六

一〕僕杜密・長樂少府李膺等皆爲黨、死者百餘人。於是天下豪俊及儒

學行義者結爲黨人。黨人門生故吏父子弟皆免官禁錮〔錮〕〔六二〕。

初賣官公千萬、卿五百萬。初置駮驥廐調馬一疋至二百萬〔六三〕。帝

作列肆於後宮使采女販賣、更相盜竊鬪爭言詔。帝着商服飲宴爲樂。

又弄狗着進賢冠帶綬。又駕四驢、躬自摻轡。中平元年鉅鹿人張角反。

皆着黃巾、世号黃巾賊。里〔黑〕〔六四〕山賊張牛角反、号黑山賊。漁

陽舉兵自稱天子。諫議大夫劉陶・侍中向栩皆坐直言死。即位廿一年、

永漢元年帝崩。太子辯即位。中常侍張讓竒大將軍何進。進謀誅讓等、

事泄故也。中郎將袁術與從兄紹誅閹人、無長少皆斬之。并州牧董卓

入朝、因廢帝爲弘農王、立獻帝。獻帝名協、靈帝中子。即位改号初

平元年。董卓爲太師、西都長安。司徒王允誅卓、卓將郭汎〔汜〕〔六

五〕・李傕又竒允。興平元年穀一斛五十萬、豆麥廿萬。李傕逼帝東遷、

宮室燒盡、百官飢死墻壁間。曹操遷帝都許。十九年操竒皇后伏氏、滅其族、自爲魏王。廿五年操薨。子丕立。帝遜位于丕。明年劉備稱

帝于蜀、孫權稱王於吳。天下遂三分矣。

公子曰「後漢衰亂、由於桓靈。二人〔六六〕凶德、孰者〔六七〕爲甚。」

先生曰「桓帝赫然奮怒、誅滅梁冀、有剛斷之節焉。然閹人擅命、黨

錮事起、邪佞比周、排陷忠直〔六八〕、兆乎〔六九〕亂階、始於桓帝。

古語云〔七〇〕、天下嗷嗷、新主之資也。靈帝承疲民之後、易爲善政、

黎庶傾耳、咸冀中興。而帝襲彼覆車、毒隄前輩。誅鋤豪俊、任用刑

餘、肆行凡鄙、聚斂無度〔七一〕。傾覆宗社、寔〔七二〕帝之由、天年

厭世、爲幸多矣。」

(二六〇) 金…「解瀆亭長淑子」。しかし、『後漢書』本紀八靈帝紀には「祖

淑、父甚、世封解瀆亭侯」とあることから、「解瀆亭淑孫、甚子」と

するのが正しい。

(二六一) 金…「大」。『後漢書』本紀八靈帝紀・建寧二年条に「中常侍侯

覽諷有司奏前司空虞放・太僕杜密・長樂少府李膺…皆爲鈞黨、下獄」

とあることから、「太」が正しい。「大」は「太」の形譌である。

(二六二) 金…「銅」。「コ」と訓点をつけている。『後漢書』列伝五七党錮

伝に「党錮」とあることから、「錮」が正しい。「銅」(音はドウ)は

「錮」(音はコ)の形譌である。

(二六三) 金…「万」の右に「萬」と記す。

(二六四) 金…「里」。「コク」と訓点をつけている。『後漢書』本紀八靈帝

紀・中平二年条に「黑山賊」とあることから、「黒」が正しい。「里」

は「黒」(音はコク)の形譌である。

(二六五) 金：「汎」。「ハシ」と訓点をつけている。しかし、『後漢書』列伝五六王允伝によると、王允を殺害したのは「郭汎」である。このことから、「汎」が正しい。「汎」は「汎」の形譌である。

(二六六) 金：「人」、長：「主」。

(二六七) 金：「孰者」、長：「誰則」。

(二六八) 長：「邪佞比周、排陷忠直」が無い。

(二六九) 金：「兆乎」、長：「非乎」。

(二七〇) 金：「云」、長：「曰」。「云」と「曰」は同義。

(二七一) 長：「誅鋤」から「無度」までの文章が無い。

(二七二) 金：「寔」、長：「職」。

附記：本稿は平成二八～二九年度科学研究費補助金（研究活動スタ

ート支援）による研究成果の一部である。

帝王略論第二